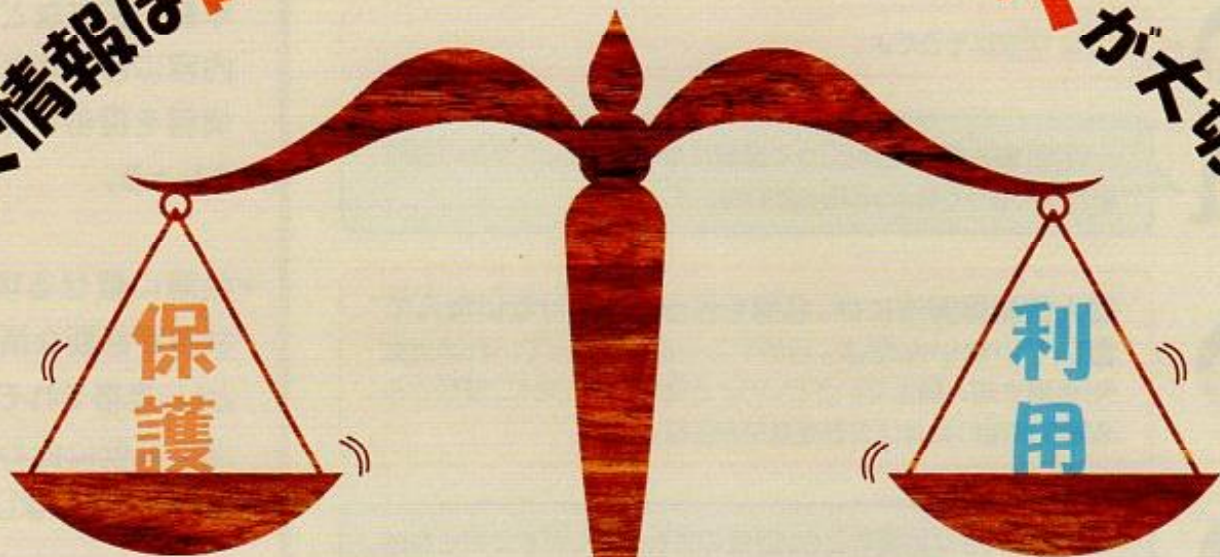


# 個人情報 上手な利用でつくろう 安心の地域社会

個人情報は**保護**と**利用**の**バランス**が大切です。



## ★適切に**保護**して、**まもる**

個人情報は誰もが大切にしているものです。  
取扱いには十分に気をつけましょう。

- パソコンやメディアの管理
- 持ち運ぶときは注意 など

## ★上手に**利用**して、**つなぐ**

個人情報は人が助け合うために欠かせないものです。

- 災害時に助け合うための名簿
- 学校の緊急連絡網やサークルの会員名簿 など

個人情報





# よこはま家の納得! 個人情報



自治会名簿を自治会長さんが持ってきてくれたけれど、こういうのって配っていいの?  
高校のとき、クラスの連絡網が作られなくなったよね?



今は、各家庭に確認をとって作っているのよ。



うん! 学校はそうだよ。



一時期「個人情報だから」って過敏になりすぎて、クラスの連絡網が無くなってちょっと困ったわね。



個人情報保護法には、名簿を作ってはいけないなんて書いていないんだよ。目的やルールが決まっていれば大丈夫! 近隣や知人同士でいざというとき助け合うために、普段から必要な情報の共有は欠かせないからね。



この間の大きな地震のとき、近所のまもるさんがすぐ声をかけてくれたのは、ありがたかったね。



昼間は家に私たち2人だけだって知っているから、心配してくれるのよね。



この名簿は、地域の人たちの大事な情報が載っているから、我が家でも大切に保管して、きちんと取り扱おうね。

## 情報を集めるとき・名簿を作るときのルール

- 氏名、住所、電話番号、年齢、性別など、活動内容に合わせた必要な情報を提供してもらいましょう。
- 名簿に載せる項目は、共有が必要な情報のみとし、世帯それぞれの状況に柔軟に合わせるなどの配慮をしましょう。
- 名簿はなくさないよう適切に管理しましょう。利用・廃棄方法を名簿に記載するのも、よい方法と考えられます。

## 個人情報相談窓口のご案内

### 横浜市 市民局市民情報室

横浜市の個人情報の取扱い等のご相談をお受けします。

電話	045-671-4321	FAX	045-664-7201
受付時間	8:45~12:00、13:00~17:15 月~金曜日(祝日・年末年始除く)		
所在地	横浜市中区港町1-1		
Eメール	sh-kojin@city.yokohama.jp		
ホームページ	http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/		

### 消費者庁 個人情報保護法質問ダイヤル

民間事業者が守るルール<sup>(\*)</sup>である個人情報保護法の解釈などについての疑問にお答えします。

電話	03-3507-9160
受付時間	9:30~12:00、13:00~17:30 月~金曜日(祝日・年末年始除く)

※5,000人分を超える個人情報をデータベース化してその事業活動に利用している民間事業者は、利用目的の通知・公表や第三者提供の制限など個人情報保護法の規定を守る必要があります。